

## 銚子商工会議所と学校法人加計学園千葉科学大学との 連携協力に関する協定書

銚子商工会議所と学校法人加計学園千葉科学大学は、相互の人的・知的資源の交流・活用を図り、地域の発展と人材の育成に寄与するため、次の通り協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、銚子商工会議所と学校法人加計学園千葉科学大学が包括的な連携のもと相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

### (連携協力事項)

第2条 両者は、前条に定める目的を実現するため、次の事項について連携協力する。

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| (1) 産業振興        | (4) 防災に関する地域との連携   |
| (2) 都市づくり       | (5) 人材育成と地元定着      |
| (3) 教育・文化・観光の振興 | (6) その他両者が必要と認める事項 |

### (期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2ヶ月前までに、銚子商工会議所と学校法人加計学園千葉科学大学のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### (その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、銚子商工会議所と学校法人加計学園千葉科学大学が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結の証として本協定書を2通作成し、署名捺印のうえ、各々その1通を保有する。

平成24年6月15日

銚子商工会議所

会 頭

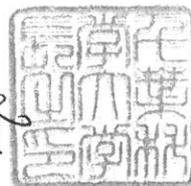
伊藤 浩一



学校法人加計学園千葉科学大学

学 長

赤木 靖春



## 地（知）の拠点整備事業に関する包括連携協定書

銚子市（以下「甲」という。）と学校法人加計学園千葉科学大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結するものとする。

（協定の目的）

第1条 この協定は、甲と乙において地（知）の拠点整備事業の推進に関し、包括的な連携のもとに互いに協力し、地域社会の発展と学術の振興に寄与することを目的とする。

（協定の範囲）

第2条 この協定の範囲は次のとおりとする。

- (1) 地域づくり、まちづくりの推進に関すること。
- (2) 観光振興や産業振興など地域経済の発展に関すること。
- (3) 教育・文化およびスポーツに関すること。
- (4) 健康および福祉に関すること。
- (5) 自然環境の保全に関すること。
- (6) 人材育成と地元定着に関すること。
- (7) その他、連携協力を必要とする事項に関すること。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成26年4月16日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに1年間を有効とし、その後の更新も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に関し、疑義が生じた場合、または、協定に定めない事項については、甲、乙で協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書を2通作成し、当事者署名押印の上各自その1通を保有する。

平成26年4月16日

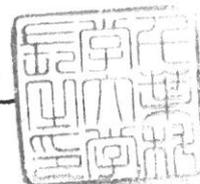
甲 千葉県銚子市若宮町1番地の1  
千葉県銚子市  
銚子市長

越川信



乙 千葉県銚子市潮見町3番地  
学校法人加計学園 千葉科学大学  
学 長

赤木靖春



## 包括連携協定書

銚子信用金庫（以下「甲」という）と学校法人加計学園千葉科学大学（以下「乙」という）は、次のとおり包括連携協定を締結するものとする。

### （協定の目的）

第1条 この協定は、甲と乙において包括的な連携のもとに互いに協力し、地域社会の発展と学術の振興に寄与することを目的とする。

### （協定の範囲）

第2条 この協定の範囲は次のとおりとする。

- (1) 地域づくり、まちづくりの推進に関する事。
- (2) 観光振興や産業振興など地域経済の発展に関する事。
- (3) 教育・文化およびスポーツに関する事。
- (4) 健康および福祉に関する事。
- (5) 自然環境の保全に関する事。
- (6) 人材育成と地元定着に関する事。
- (7) その他、連携協力を必要とする事項に関する事。

### （協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成26年5月28日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに1年間を有効とし、その後の更新も同様とする。

### （その他）

第4条 この協定に関し、疑義が生じた場合、または、協定に定めない事項については、甲、乙で協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書を2通作成し、当事者署名押印の上各自その1通を保有する。

平成26年5月28日

甲 千葉県銚子市双葉町5-5  
銚子信用金庫  
理事長

乙 千葉県銚子市潮見町3番地  
学校法人加計学園  
千葉科学大学 学長

松岡明夫



赤木靖春



## 包括連携協定書

銚子商工信用組合（以下「甲」という）と学校法人加計学園千葉科学大学（以下「乙」という）は、次のとおり包括連携協定を締結するものとする。

### （協定の目的）

第1条 この協定は、甲と乙において包括的な連携のもとに互いに協力し、地域社会の発展と学術の振興に寄与することを目的とする。

### （協定の範囲）

第2条 この協定の範囲は次のとおりとする。

- (1) 地域づくり、まちづくりの推進に関する事。
- (2) 観光振興や産業振興など地域経済の発展に関する事。
- (3) 教育・文化およびスポーツに関する事。
- (4) 健康および福祉に関する事。
- (5) 自然環境の保全に関する事。
- (6) 人材育成と地元定着に関する事。
- (7) その他、連携協力を必要とする事項に関する事。

### （協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成26年5月28日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに1年間を有効とし、その後の更新も同様とする。

### （その他）

第4条 この協定に関し、疑義が生じた場合、または、協定に定めない事項については、甲、乙で協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書を2通作成し、当事者署名押印の上各自その1通を保有する。

平成26年5月28日

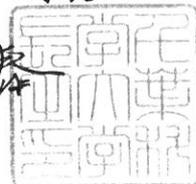
甲 千葉県銚子市東芝町1番地15  
銚子商工信用組合  
理事長

戸東輝甫



乙 千葉県銚子市潮見町3番地  
学校法人加計学園  
千葉科学大学 学長

赤木靖春



## 包括連携協定書

学校法人 加計学園千葉科学大学（以下「甲」という）と一般社団法人 銚子市観光協会（以下「乙」という）は、次のとおり包括連携協定を締結するものとする。

（協定の目的）

第1条 この協定は、甲と乙において包括的な連携のもとに互いに協力し、地域社会の発展と学術の振興に寄与することを目的とする。

（協定の範囲）

第2条 この協定の範囲は次のとおりとする。

- (1) 地域づくり、まちづくりの推進に関すること。
- (2) 観光振興や産業振興など地域経済の発展に関すること。
- (3) 自然環境の保全に関すること。
- (4) その他、連携協力を必要とする事項に関すること。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成26年10月8日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに1年間を有効とし、その後の更新も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に関し、疑義が生じた場合、または、協定に定めない事項については、甲、乙で協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書を2通作成し、当事者署名押印の上各自その1通を保有する。

平成26年10月8日

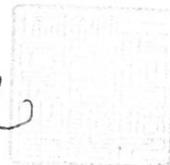
甲 千葉県銚子市潮見町3番地  
学校法人加計学園  
千葉科学大学 学長

乙 千葉県銚子市西芝町1番地  
一般社団法人  
銚子市観光協会 会長

赤木靖春



吉原正巳



## 包括連携協定書

学校法人 加計学園千葉科学大学（以下「甲」という）と銚子市漁業協同組合（以下「乙」という）は、次のとおり包括連携協定を締結するものとする。

（協定の目的）

第1条 この協定は、甲と乙において包括的な連携のもとに互いに協力し、地域社会の発展と学術の振興に寄与することを目的とする。

（協定の範囲）

第2条 この協定の範囲は次のとおりとする。

- (1) 地域づくり、まちづくりの推進に関すること。
- (2) 観光振興や産業振興など地域経済の発展に関すること。
- (3) 自然環境の保全に関すること。
- (4) 人材育成と地元定着に関すること。
- (5) その他、連携協力を必要とする事項に関すること。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成26年10月8日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに1年間を有効とし、その後の更新も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に関し、疑義が生じた場合、または、協定に定めない事項については、甲、乙で協議して定めるものとする。

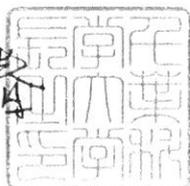
この協定の証として、本協定書を2通作成し、当事者署名押印の上各自その1通を保有する。

平成26年10月8日

甲 千葉県銚子市潮見町3番地

学校法人加計学園  
千葉科学大学 学長

赤木 清春



乙 千葉県銚子市川口町2丁目  
6528番地

銚子市漁業協同組合  
代表理事組合長

坂本 雅信



## 包括連携協定書

学校法人 加計学園千葉科学大学（以下「甲」という）とちばみどり農業協同組合（以下「乙」という）は、次のとおり包括連携協定を締結するものとする。

### （協定の目的）

第1条 この協定は、甲と乙において包括的な連携のもとに互いに協力し、地域社会の発展と学術の振興に寄与することを目的とする。

### （協定の範囲）

第2条 この協定の範囲は次のとおりとする。

- (1) 地域づくり、まちづくりの推進に関すること。
- (2) 観光振興や産業振興など地域経済の発展に関すること。
- (3) 自然環境の保全に関すること。
- (4) 人材育成と地元定着に関すること。
- (5) その他、連携協力を必要とする事項に関すること。

### （協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成26年10月8日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに1年間を有効とし、その後の更新も同様とする。

### （その他）

第4条 この協定に関し、疑義が生じた場合、または、協定に定めない事項については、甲、乙で協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書を2通作成し、当事者署名押印の上各自その1通を保有する。

平成26年10月8日

甲 千葉県銚子市潮見町3番地  
学校法人加計学園  
千葉科学大学 学長

乙 千葉県旭市口の1549-1  
ちばみどり農業協同組合  
代表理事組合長

赤木 靖



関 淡



## 包括連携協定書

学校法人 加計学園千葉科学大学（以下「甲」という）と社会福祉法人 銚子市社会福祉協議会（以下「乙」という）は、次のとおり包括連携協定を締結するものとする。

（協定の目的）

第1条 この協定は、甲と乙において包括的な連携のもとに互いに協力し、地域社会の発展と学術の振興に寄与することを目的とする。

（協定の範囲）

第2条 この協定の範囲は次のとおりとする。

- (1) 地域づくり、まちづくりの推進に関すること。
- (2) 観光振興や産業振興など地域経済の発展に関すること。
- (3) 健康および福祉に関すること。
- (4) その他、連携協力を必要とする事項に関すること。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成26年10月8日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに1年間を有効とし、その後の更新も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に関し、疑義が生じた場合、または、協定に定めない事項については、甲、乙で協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書を2通作成し、当事者署名押印の上各自その1通を保有する。

平成26年10月8日

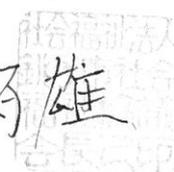
甲 千葉県銚子市潮見町3番地  
学校法人加計学園  
千葉科学大学 学長

乙 千葉県銚子市若宮町4番地の8  
社会福祉法人  
銚子市社会福祉協議会 会長

赤木靖春



伊東好雄



## 包括連携協定書

学校法人 加計学園千葉科学大学（以下「甲」という）と銚子市町内会連合協議会（以下「乙」という）は、次のとおり包括連携協定を締結するものとする。

（協定の目的）

第1条 この協定は、甲と乙において包括的な連携のもとに互いに協力し、地域社会の発展と学術の振興に寄与することを目的とする。

（協定の範囲）

第2条 この協定の範囲は次のとおりとする。

- (1) 地域づくり、まちづくりの推進に関すること。
- (2) 観光振興や産業振興など地域経済の発展に関すること。
- (3) 健康および福祉に関すること。
- (4) 自然環境の保全に関すること。
- (5) その他、連携協力を必要とする事項に関すること。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成26年10月8日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに1年間を有効とし、その後の更新も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に関し、疑義が生じた場合、または、協定に定めない事項については、甲、乙で協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書を2通作成し、当事者署名押印の上各自その1通を保有する。

平成26年10月8日

甲 千葉県銚子市潮見町3番地  
学校法人加計学園  
千葉科学大学 学長

乙 千葉県銚子市若宮町1番地の1  
銚子市町内会連合協議会  
会長

赤木 瑞春

伊東好雄

## 包括連携協定書

学校法人 加計学園千葉科学大学（以下「甲」という）と一般社団法人 銚子青年会議所（以下「乙」という）は、次のとおり包括連携協定を締結するものとする。

（協定の目的）

第1条 この協定は、甲と乙において包括的な連携のもとに互いに協力し、地域社会の発展と学術の振興に寄与することを目的とする。

（協定の範囲）

第2条 この協定の範囲は次のとおりとする。

- (1) 地域づくり、まちづくりの推進に関すること。
- (2) 観光振興や産業振興など地域経済の発展に関すること。
- (3) 人材育成と地元定着に関すること。
- (4) その他、連携協力を必要とする事項に関すること。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成26年10月8日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに1年間を有効とし、その後の更新も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に関し、疑義が生じた場合、または、協定に定めない事項については、甲、乙で協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書を2通作成し、当事者署名押印の上各自その1通を保有する。

平成26年10月8日

甲 千葉県銚子市潮見町3番地  
学校法人加計学園  
千葉科学大学 学長

乙 千葉県銚子市三軒町19番地の4  
一般社団法人  
銚子青年会議所 理事長

赤木 靖春



宮内 剛



## 包括連携協定書

学校法人 加計学園千葉科学大学（以下「甲」という）と銚子中心市街地活性化研究会（以下「乙」という）は、次のとおり包括連携協定を締結するものとする。

（協定の目的）

第1条 この協定は、甲と乙において包括的な連携のもとに互いに協力し、地域社会の発展と学術の振興に寄与することを目的とする。

（協定の範囲）

第2条 この協定の範囲は次のとおりとする。

- (1) 地域づくり、まちづくりの推進に関すること。
- (2) 観光振興や産業振興など地域経済の発展に関すること。
- (3) 人材育成と地元定着に関すること。
- (4) その他、連携協力を必要とする事項に関すること。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成26年10月8日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに1年間を有効とし、その後の更新も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に関し、疑義が生じた場合、または、協定に定めない事項については、甲、乙で協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書を2通作成し、当事者署名押印の上各自その1通を保有する。

平成26年10月8日

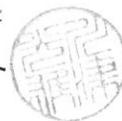
甲 千葉県銚子市潮見町3番地  
学校法人加計学園  
千葉科学大学 学長

乙 千葉県銚子市双葉町3番地27  
銚子中心市街地活性化研究会  
会長

赤木靖春



川津光雄



## 地(知)の拠点整備事業に関する包括連携協定書

学校法人加計学園 千葉科学大学(以下「甲」という)と銚子ジオパーク推進市民の会(以下「乙」という)は、次のとおり包括連携協定を締結するものとする。

### (協定の目的)

第1条 この協定は、甲と乙において地(知)の拠点整備事業の推進に関し、包括的な連携のもとに互いに協力し、地域社会の発展と学術の振興に寄与することを目的とする。

### (協定の範囲)

第2条 この協定の範囲は、銚子ジオパークの推進に関することとする。

### (協定の有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、平成26年11月27日から平成27年3月31日までとする。  
ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに1年間を有効とし、その後の更新も同様とする。

### (その他)

第4条 この協定に関し、疑義が生じた場合、または、協定に定めない事項については、甲、乙で協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書を2通作成し、当事者署名押印の上各自その1通を保有する。

平成26年11月27日

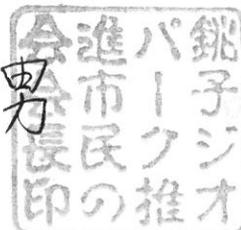
甲 千葉県銚子市潮見町3番地  
学校法人加計学園  
千葉科学大学 学長

乙 千葉県銚子市新生町1番地の4  
銚子ジオパーク推進市民の会  
会長

赤木 靖



工藤 忠男



## 地（知）の拠点整備事業に関する包括連携協定書

学校法人加計学園 千葉科学大学（以下「甲」という）と銚子ジオパーク推進協議会（以下「乙」という）は、次のとおり包括連携協定を締結するものとする。

（協定の目的）

第1条 この協定は、甲と乙において地（知）の拠点整備事業の推進に関し、包括的な連携のもとに互いに協力し、地域社会の発展と学術の振興に寄与することを目的とする。

（協定の範囲）

第2条 この協定の範囲は、銚子ジオパークの推進に関することとする。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成26年11月27日から平成27年3月31日までとする。  
ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに1年間を有効とし、その後の更新も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に関し、疑義が生じた場合、または、協定に定めない事項については、甲、乙で協議して定めるものとする。

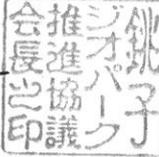
この協定の証として、本協定書を2通作成し、当事者署名押印の上各自その1通を保有する。

平成26年11月27日

甲 千葉県銚子市潮見町3番地  
学校法人加計学園  
千葉科学大学 学長

乙 千葉県銚子市若宮町1番地の1  
銚子ジオパーク推進協議会  
会長

赤木靖彦 

越川信一 

## 自然保護に関する千葉県と大学との連携に関する協定書

千葉県（以下「甲」という。）と千葉科学大学（以下「乙」という。）は、相互の連携により、自然保護に関する諸課題の解決に資するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、両者が相互の密接な連携と協力により、自然保護に関する専門的・技術的諸課題に対応し、自然保護の推進に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、自然保護に係る次の事項について連携し、協力する。

- (1) 情報の共有に関すること。
- (2) モニタリングの実施に関すること。
- (3) 共同研究に関すること。
- (4) 人的交流・人材育成に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### （守秘義務）

第3条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承認を得た場合は、この限りでない。

### （有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2ヶ月前までに両者いずれからも申し出のないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

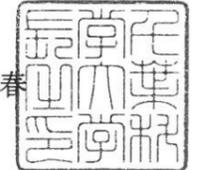
### （疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上、決定する。

本協定締結の証として本書2通を作成し、それぞれ1通を保管する。

平成28年 1月 21日

甲 千葉県  
千葉県知事 鈴木 栄 治 

乙 千葉科学大学  
学 長 赤 木 靖 春 

千葉科学大学と一般社団法人アースファクトリーとの  
相互支援協力に関する協定書

(その他)

第7条 本協定書について疑義が生じたとき又は本協定書に定めが無い事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結した証として本協定書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

令和2年2月13日

甲 千葉県銚子市潮見町3番  
学校法人 加計学園 千葉科学大学  
学長 木曾 功



乙 千葉県安房郡鋸南町保田 724-1F3B  
一般社団法人 アースファクトリー  
代表理事 中塚 総紀



千葉科学大学(以下甲と称す)と、一般社団法人アースファクトリー(以下乙と称す)は、相互支援協力の活動に於いて協定書を取り交わすものとする。

(目的)

第1条 地域創生と人材教育を両輪とした取り組みの一環として甲の学生育成と、在学中の地域交流や学びの場を提供することを目的とする。

(連携事項)

第2条 前条に定める目的を達成するため、以下に示す事項にて、甲及び乙は相互に連携して協力する。なお実施計画は甲乙協議の上決定する。

- (1) 商道德講座
- (2) 商品開発企画
- (3) 企業コラボレーションによる実践体験教育
- (4) 生産危機管理講座
- (5) 分野別食品衛生管理講座
- (6) 地域貢献事業の在り方講座
- (7) 分野別技術研修

(協力事項)

第3条 甲の危機管理学部木村栄宏教授が指導する地域創生と人材育成に関する取り組みに際して、乙は協力する。原則として、無償による取り組みとする。

(機密保持)

第4条 甲及び乙は第2条に定める連携事項により相手方から提供された情報を相手方の事前の承諾なく第三者に提供、開示若しくは漏洩し、又は第1条に規定する目的以外の利用は行わない。

(活動支援)

第5条 本協定書に基づき活動した結果、コンセプトや成果物等に関して金銭的な利益が出る場合の取り扱い等については別途協議する。

(協定書の有効期間)

第6条 この協定書の有効期限は契約締結後1年間とするが、甲及び乙からの解約の意思表示が文書にて為されない限り、自動的に更新されるものとする。

## 地域交通の調査研究に関する協定書

銚子警察署（以下「警察署」という。）及び千葉科学大学（以下「大学」という。）は、地域交通の調査研究に関して相互に協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 警察署及び大学は、この協定に基づき銚子市内の交通に関する調査研究を行い、その成果を交通規制等に反映させることにより、地域交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

（協力項目）

第2条 警察署及び大学は、次の事項について相互に協力して調査研究を行うものとする。

- （1）交通事故の多発地点・危険箇所等に関する調査研究
- （2）交通事故の要因に関する調査研究
- （3）交通流、交通量等に関する調査研究
- （4）道路構造、交通安全施設及び交通規制に関する調査研究

（協議）

第3条 この協定書に記載ない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、警察及び大学が協議して定めるものとする。

平成18年6月29日

銚子警察署長

濱口 道夫



千葉科学大学学長

平野 敏右





## 神栖市自然環境調査に関する基本協定書

学校法人加計学園（以下「甲」という。）と神栖市（以下「乙」という。）は、神栖市自然環境調査（以下「自然環境調査」という。）の実施にあたり、次の条項により協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

### （趣旨）

第1条 この基本協定は、甲と乙が連携及び協力して行う自然環境調査に関し、必要な基本的事項を定める。

### （調査）

第2条 甲は、神栖市域における生物多様性に関する調査研究を行う。

2 調査期間は、平成27年7月17日から平成37年3月31日までとし、年次調査計画書に基づいて実施する。但し、調査を行う上で年次計画に変更が必要な場合は、甲乙協議の上、変更することができる。

3 乙は、甲が実施する調査研究に必要となる資料の提供や手続き等について支援するものとする。

### （業務委託料）

第3条 乙は、前条に定める調査を甲が実施するために要する経費を自然環境調査業務委託料（以下、「委託料」という。）として支払う。

2 前項の委託料の支払額は、10,000,000円を限度とする。

3 甲は、事業年度ごとに年間業務計画書及び事業費計算書（以下「年間計画書等」という。）を乙に提出する。

4 業務委託契約は、事業年度ごとに行い、年間業務委託料の額は、年間計画書等に基づき、甲乙協議の上、決定する。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た情報については、適切に管理するとともに、相手方の承諾を得ずに第三者に開示してはならない。

### （その他）

第5条 基本協定に関し、疑義が生じたとき又は基本協定に定めがない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、各々1通を保有する。

平成27年7月16日

（甲） 岡山県岡山市北区理大町1番1号  
学校法人加計学園  
理事長 加計 晃太郎



（乙） 茨城県神栖市溝口4991番地5  
神栖市  
市長 保立 一男



# 協 定 書

千葉科学大学（以下「大学」という。）と一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

## （目的）

本協定は、2020年に開催する東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、大学と組織委員会がそれぞれの資源を活用し、オリンピック教育の推進や大会機運の醸成等、大会に向けた取組を進めるため、相互に連携・協力体制を構築することを目的とする。

## （連携事項）

- 1) 人的分野及び教育的分野での連携
- 2) オリンピック・パラリンピック競技大会に関わる研究分野での連携
- 3) オリンピック・パラリンピック競技大会の国内PR活動での連携
- 4) オリンピックムーブメントの推進及びオリンピックレガシーの継承に関する連携

## （協定に関わる組織）

本協定の執行にあたり、大学と組織委員会はそれぞれの担当部署を通じて相互に連携・協力を図るものとする。

## （覚書の締結）

本協定に基づく相互の連携・協力に関して必要な事項は、別途締結する覚書において定めるものとする。

## （有効期間）

本協定の有効期間は、締結の日から2020年12月31日までとする。

2014年6月23日

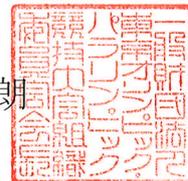
千葉県銚子市潮見町3  
学校法人 加計学園  
千葉科学大学  
学長

東京都新宿区西新宿2-8-1  
一般財団法人  
東京オリンピック・パラリンピック競技大会  
組織委員会 会長

赤 木 靖 春



森 喜 朗



## 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業に係る連携・協力に関する協定書

国立大学法人千葉大学（以下「甲」という。）、敬愛大学（以下「乙1」という。）、千葉科学大学（以下「乙2」という。）、千葉工業大学（以下「乙3」という。）、聖徳大学短期大学部（以下「乙4」という。）、木更津工業高等専門学校（以下、「乙5」という。以下乙1、乙2、乙3、乙4及び乙5を総称して単に「乙」という。）及び千葉県（以下「丙」という。）は、甲が取り組む「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（以下「本事業」という。）」における相互の連携・協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 甲、乙及び丙は、それぞれが有する知見、技術、情報、資源等を活用しながら、地域における雇用創出及び若者定着に資することを目的として、本事業に連携・協力して取り組むものとする。

### （事業協働地域及び事業協働機関）

第2条 本事業における「事業協働地域」とは、千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」で定める空港ゾーン、香取・東総ゾーン、圏央道ゾーン及び南房総ゾーンをいう。

2 本事業における「事業協働機関」とは、甲、乙及び丙並びにこれらと協働して本事業に取り組む団体をいう。

### （数値目標）

第3条 甲及び乙は、本事業に取り組むに当たり、次の各号に掲げる数値目標を定めるものとする。

- 一 甲及び乙の合計の新規学卒者の事業協働地域への就職率を、平成26年度の割合に対して事業終了時まで10ポイント向上させる。
- 二 事業協働地域において、前号により増加することとなる就職者数のうち、1割は、新たな雇用の創出によるものとする。

### （協働事項）

第4条 甲、乙及び丙は、次の各号に掲げる協働事項について、連携・協力して取り組むものとする。

- 一 学生にとって魅力ある就職先の創出・開拓に関する取組
- 二 地域が求める人材の養成に関する取組
- 三 その他甲、乙及び丙が必要と認める事項

### （連絡会議等の設置）

第5条 甲は、前条に定める協働事項を円滑かつ着実に推進するため、事業協働機関で構成する「大学連携地方創生推進会議」を設置し、協働方策、実施内容等について協議するほか、相互の取組に関する状況報告、意見交換及び目標に対する成果の検証を行うものとする。

### （運営経費）

第6条 協働のための経費は、甲、乙及び丙による協議の上、定めるものとする。

### （守秘義務）

第7条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく協働に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に甲、乙及び丙の協議により承諾を得た場合は、この限りではない。

### （有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙及び丙のいずれかから、本協定の継続についての申し出があった場合は、さらに1年間、本協定の有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

### （協議）

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書7通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年3月22日

甲 千葉県千葉市稲毛区弥生町1番33号  
国立大学法人千葉大学

乙4 千葉県松戸市岩瀬550  
聖徳大学短期大学部

学長 徳久 剛史

学長 川並 弘純

乙1 千葉県千葉市稲毛区穴川1丁目5-21  
敬愛大学

乙5 千葉県木更津市清見台東2-11-1  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
木更津工業高等専門学校

学長 三幣 利夫

校長 前野 一夫

乙2 千葉県銚子市潮見町3  
千葉科学大学

丙 千葉県千葉市中央区市場町1-1  
千葉県

学長 赤木 靖春

知事 鈴木 栄治

乙3 千葉県習志野市津田沼2-17-1  
千葉工業大学

学長 小宮 一

## 千葉科学大学と岡山理科大学との包括的連携・協力に関する協定書

千葉科学大学と岡山理科大学とは、互いに連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 両大学は、これまで長年にわたり培ってきた実績を基盤にして、互いにより緊密かつ組織的な連携・協力体制を築くことにより、両大学の広範囲な教育・研究の推進及び地域社会への貢献に寄与することを目的として、この協定を結ぶ。

### (連携・協力事項)

第2条 両大学は、次の事項について、連携・協力する。

- (1) 教育の向上及び推進に関すること。
- (2) 研究及び産学官連携の推進及び発展に関すること。
- (3) 地域・国際社会の発展及び活性化に関すること。
- (4) 学生の交流の推進に関すること。
- (5) 教職員の能力開発に関すること。
- (6) その他前条の目的に資すること。

### (協議)

第3条 前条に定める連携・協力事項の具体的な内容については、両大学間で協議し取り決めるものとする。

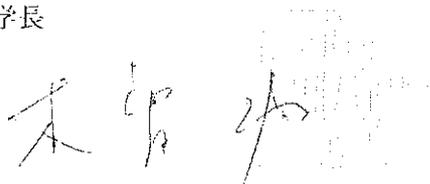
### (有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、いずれからも申し出がないときは、さらに3年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、両大学署名押印の上、各々1通を保有する。

平成29年3月10日

千葉県銚子市潮見町3番  
学校法人加計学園 千葉科学大学  
学長



岡山県岡山市北区理大町1番1号  
学校法人加計学園 岡山理科大学  
学長



## 千葉科学大学と岡山理科大学との教育・研究分野の連携・協力に関する覚書

「千葉科学大学と岡山理科大学との包括的連携・協力に関する協定書」第2条に基づき、教育研究分野の連携・協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

### 1 連携・協力事項

#### 1) ライフサイエンス分野の研究拠点形成

千葉科学大学薬学部と岡山理科大学獣医学部は、創薬、先端医療、公衆衛生などのライフサイエンス分野において、基礎及び応用研究をヒトや動物の健康に生かすための連携・協力を行う。

#### 2) 相互における講義等の提供

千葉科学大学薬学部と岡山理科大学獣医学部はライフサイエンス分野においてお互いの教育カリキュラムを提供する。

#### 3) 高度な研究能力を持つ人材養成

ライフサイエンス分野において、高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材養成に関する連携・協力をを行う。

### 2 有効期間

本覚書の有効期間は、平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、いずれからも申し出がないときは、さらに3年間延長するものとし、その後も同様とする。

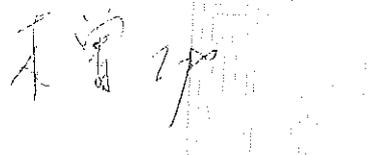
### 3 その他

本覚書に関し、疑義が生じたときは双方が協議する。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、両大学署名押印の上、各々1通を保有する。

平成29年3月10日

千葉県銚子市潮見町3番  
学校法人加計学園 千葉科学大学  
学長



岡山県岡山市北区理大町1番1号  
学校法人加計学園 岡山理科大学  
学長



## 覚書の具体的な内容について

覚書の具体的な内容は、項目ごとに下線で示す内容を計画している

### 1) ライフサイエンス分野の研究拠点形成

千葉科学大学薬学部と岡山理科大学獣医学部は、創薬、先端医療、公衆衛生などのライフサイエンス分野において、基礎及び応用研究をヒトや動物の健康に生かすための連携・協力をを行う。

○両大学及び産官の研究者が所属組織等を超えた研究者グループを形成し、「共同研究」「セミナー等研究会の開催」等、薬学と獣医学からの基礎及び応用研究をヒトや動物の健康に生かすための連携・協力をを行う。

### 2) 相互における講義等の提供

千葉科学大学薬学部と岡山理科大学獣医学部はライフサイエンス分野においてお互いの教育カリキュラムを提供する。

○ライフサイエンス分野において、ヒトや動物の健康に生かすために必要な薬学および獣医学の科目をお互いに提供することにより、連携・協力できる教育カリキュラムを提供する。

### 3) 高度な研究能力を持つ人材養成

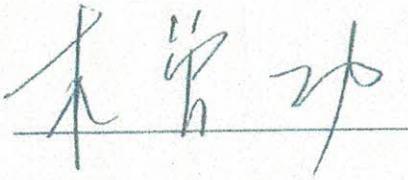
ライフサイエンス分野において、高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材養成に関する連携・協力をを行う。

○千葉科学大学薬学部と岡山理科大学獣医学部は高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材を養成するため、お互いの研究室で研修を行えることを可能とし、また、異なる分野で違う体験することも可能とする等、相乗効果を得るため連携・協力をを行う。

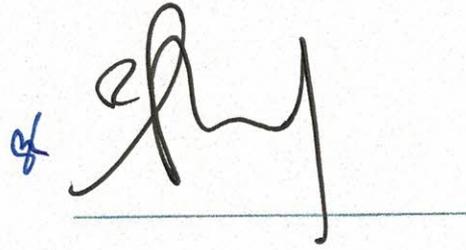
以上

インドネシア共和国社会省社会援護局自然災害被災者救援部ならびに日本国千葉科学大学  
(以下、「CIS」という。)は、これまでの協議を通じ社会省防災団TAGANAの災害対  
応技能強化プログラムについて以下の通り合意し、相互にて協力し活動を実施するもの  
とする。

2020年 2月18日



千葉学大学代表者  
学長 木曾 功

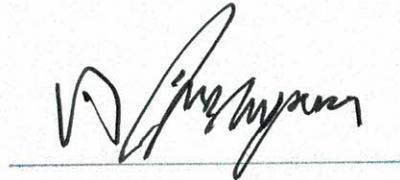


社会省社会援護局代表者  
事務次官補 Harry Hikmat



署名時の同席者  
教授 田中 良

印



署名時の同席者  
大臣補佐官 Nuryana Muman

## 弁論大会 COM CUP 事業における連携協力に関する協定書

NPO 法人 BeCOM（以下「甲」という）と学校法人加計学園千葉科学大学（以下「乙」という）は、「地球のどこに生まれても、誰もが自分らしく生きる社会」を目指す弁論大会 COM CUP の開催による地域の発展と人材の育成に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、NPO 法人 BeCOM が運営する弁論大会 COM CUP の開催にあたり甲乙双方が協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を実現するため、次の事項について連携協力する。

- (1) 弁論大会 COM CUP の「地球のどこに生まれても、誰もが自分らしく生きる社会」を目標とする理念の周知に努める。
- (2) 弁論大会 COM CUP のテーマや部門等に関して相互に情報交換を行う。
- (3) 乙の在学生から弁論大会の参加者を募る。
- (4) その他、両者が必要と認める事項。

### （協働の公表）

第3条 甲及び乙は、弁論大会 COM CUP の実施、内容及びその効果について、書面による事前承諾を得たうえで、甲及び乙の協働である旨を付することにより、各々の広報活動等として発表することができる。

### （秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定により相手方より開示を受けた相手方の経営上・技術上の情報について、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。

但し、次の各号に該当する情報については、この限りではない。

- (1) 相手方から開示を受けた時点で既に公知であった情報
- (2) 相手方からの開示後に自らの責任事由によらず公知となった情報
- (3) 第三者からの秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (4) 相手方から開示を受けた情報に依拠することなく自ら開発した情報
- (5) 法令または官公庁の命令により開示を強制される情報

2 本条の規定は、本協定終了後も効力を失わない。

### （期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日2ヶ月前までに甲と乙のいずれからも相手方に対して、本協定の終了について書面による申し入れがないときには、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （変更及び解除）

第6条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更または解除を申し出たときは、甲及び乙間で協議のうえ、書面により、本協定を変更または解除することができる。

### （反社会的勢力の排除）

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、本協定締結時において、自ら（法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 甲または乙の一方が前項の確約に反する事実が判明したとき、その相手方は、何らの催告もせずして、本協定を解除することができる。
- 3 前項の規定により、本協定を解除した場合には、解除した当事者はこれによる相手方の損害を賠償する責めを負わない。
- 4 第2項の規定により、本協定を解除した場合であっても、解除した当事者から相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

### （その他）

第8条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結の証として本協定書を2通作成し、署記名捺印のうえ、各々その1通を保有する。

令和4年12月14日

NPO 法人 BeCOM  
代表理事

西田美樹



学校法人加計学園 千葉科学大学  
学長

東 裕



## 銚子市周辺の漂流・漂着物処理事業における連携協力に関する協定書

一般社団法人 OceanLifeCommunity14（以下「甲」という）と学校法人加計学園千葉科学大学（以下「乙」という）は、沿岸の環境管理と保護に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が運営する銚子市周辺の海洋および沿岸地域の漂流・漂着物の処理事業（以下「事業活動」という）にあたり双方が協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を実現するため、次の事項について連携協力する。

- （1）人類の共同財産である海洋環境の保全に関する普及啓発に努める。
- （2）銚子市周辺の海洋及び沿岸地域の環境等に関して相互に情報交換を行う。
- （3）乙の在学生から環境保全活動の参加者を募る。
- （4）その他、両者が必要と認める事項。

### （協働の公表）

第3条 甲及び乙は、環境保全活動の実施、内容及びその効果について、書面による事前承諾を得たうえで、甲及び乙の協働である旨を付することにより、各々の広報活動等として発表することができる。

### （活動における安全性）

第4条 乙は、事業活動の期間中に、学生が起こした事故等により甲及び第三者が受けた損害並びに当該学生が受けた被害に備えるため、乙と学生の費用により学生の傷害保険及び賠償責任保険へ加入する。この加入を条件として学生を甲に派遣する。

- 2 甲は、本事業活動に参画する学生の安全確保に必要な措置を講じる。
- 3 事業活動の期間は、別途協議する。

### （秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定により相手方より開示を受けた相手方の経営上・技術上の情報（以下「秘密情報」）について、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。

但し、次の各号に該当する情報については、この限りではない。

- （1）相手方から開示を受けた時点で既に公知であった情報
- （2）相手方からの開示後に自らの責任事由によらず公知となった情報
- （3）第三者からの秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- （4）相手方から開示を受けた情報に依拠することなく自ら開発した情報

（5）法令または官公庁の命令により開示を強制される情報

- 2 本条の規定は、本協定終了後も効力を失わない。
- 3 甲は秘密情報を保持する必要がなくなったとき、又は乙の要求があったときは、秘密情報の記載された書面、媒体（複製物を含む）を直ちに返還又は乙の指示に従い破棄する。

### （期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日2ヶ月前までに甲と乙のいずれからも相手方に対して、本協定の終了について書面による申し入れがないときには、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （変更及び解除）

第7条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更または解除を申し出たときは、甲及び乙間で協議のうえ、書面により、本協定を変更または解除することができる。

### （反社会的勢力の排除）

第8条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、本協定締結時において、自ら（法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 甲または乙の一方が前項の確約に反する事実が判明したとき、その相手方は、何らの催告もせずして、本協定を解除することができる。
- 3 前項の規定により、本協定を解除した場合には、解除した当事者はこれによる相手方の損害を賠償する責めを負わない。
- 4 第2項の規定により、本協定を解除した場合であっても、解除した当事者から相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

### （その他）

第9条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結の証として本協定書を2通作成し、署記名捺印のうえ、各々その1通を保有する。

令和5年2月3日

甲 千葉県銚子市潮見町15-9

一般社団法人 OceanLifeCommunity14

代表理事

乙 千葉県銚子市潮見町3

学校法人加計学園 千葉科学大学

学長

## 教育活動に係るボランティアでの連携協力に関する協定書

学校法人加計学園千葉科学大学（以下「甲」という）と NPO 法人ナルク銚子（以下「乙」という）は、教育連携による地域の発展と人材の育成に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が運営する教育活動にあたり甲乙双方が協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を実現するため、次の事項について連携協力する。

- (1) 甲が行う教育の講義・演習・実習などにおける協力
- (2) 乙が(1)を実施することにあたり必要となる技能習得に関する協力
- (3) ボランティア保険への加入など活動時の安全に関する協力
- (4) その他、両者が必要と認める事項。

### （協働の公表）

第3条 甲及び乙は、教育活動の実施、内容及びその効果について、書面による事前承諾を得たうえで、甲及び乙の協働である旨を付することにより、各々の広報活動等として発表することができる。

### （秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定により相手方より開示を受けた相手方の経営上・技術上の情報について、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。

但し、次の各号に該当する情報については、この限りではない。

- (1) 相手方から開示を受けた時点で既に公知であった情報
- (2) 相手方からの開示後に自らの責任事由によらず公知となった情報
- (3) 第三者からの秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (4) 相手方から開示を受けた情報に依拠することなく自ら開発した情報
- (5) 法令または官公庁の命令により開示を強制される情報

2 本条の規定は、本協定終了後も効力を失わない。

3 甲又は乙は、秘密情報を保持する必要がなくなったとき、又は相手方の要求があったときは、秘密情報の記載された書面、媒体（複製物を含む）を直ちに返還又は相手方の指示に従い破棄する。

### （期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日2ヶ月前までに甲と乙のいずれからも相手方に対して、本協定の終了について書面による申し入れがないときには、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （変更及び解除）

第6条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更または解除を申し出たときは、甲及び乙間で協議のうえ、書面により、本協定を変更または解除することができる。

### （反社会的勢力の排除）

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、本協定締結時において、自ら（法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲または乙の一方が前項の確約に反する事実が判明したとき、その相手方は、何らの催告もせずして、本協定を解除することができる。

3 前項の規定により、本協定を解除した場合には、解除した当事者はこれによる相手方の損害を賠償する責めを負わない。

4 第2項の規定により、本協定を解除した場合であっても、解除した当事者から相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

### （その他）

第8条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結の証として本協定書を2通作成し、署記名捺印のうえ、各々その1通を保有する。

令和5年4月12日

学校法人加計学園 千葉科学大学

学長

東 裕 

NPO 法人ナルク銚子

代表

小澤 利政 

# 水防災教育における連携協力に関する協定書

利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会事務局 国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所（以下「甲」という。）と、学校法人加計学園千葉科学大学（以下「乙」という。）は、利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会において、各構成機関が取り組む水防災教育における連携協力（以下「本連携協力」という。）について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は利根川下流河川事務所管内沿川の学校等（以下「学校」という。）に対する水防災教育の実施に当たり、甲と乙が教育現場における相互協力を行い、乙で防災を学ぶ大学生（以下「学生」と言う。）への水防災教育地域貢献の場の提供、防災行政の経験による理解促進等により相互理解を深め、地域防災の意識向上を目的とする。

（活動内容）

第2条 甲は、学校水防災教材（以下「水防災教材」という。）を作成する。  
2 甲は乙に対し、水防災教育のサポート活動を行う学生（以下「学生サポーター」という。）に参加を依頼し、水防災教育（地域貢献）の場の提供を行う。  
3 甲は乙に対し防災行政に関する現場見学等、防災行政の経験の場について案内を行う。  
4 乙は甲の作成した水防災教材を活用し、学生から学生サポーターの参加者を募る。  
5 乙は甲の開催する防災行政に関する現場見学等について、学生から参加者を募る。  
6 その他、両者が必要と認める事項。

（協働の公表）

第3条 甲及び乙は、水防災教育のサポート活動の実施、内容及びその効果について、書面による相手方の事前承諾を得たうえで、甲及び乙の協働である旨を付することにより、各々の広報活動等として発表することができる。

（活動における安全性）

第4条 乙は、事業活動の期間中に、学生が起こした事故等により甲及び第三者が受けた損害並びに当該学生が受けた被害に備えるため、乙と学生の費用により学生の傷害保険及び賠償責任保険へ加入する。この加入を条件として学生を甲に派遣する。  
2 甲は、本事業活動に参画する学生の安全確保に必要な措置を講じる。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密事項について、第三者に対し開示または漏洩してはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期限）

第6条 本協定の有効期限は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の3ヶ月前まで甲又は乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（変更及び解除）

第7条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更または解除を申し出たときは、甲及び乙間で協議のうえ、書面により、本協定を変更または解除することができる。

（事務局）

第8条 本連携協定に関する事務局は利根川下流河川事務所防災対策課に置くものとする。

（その他）

第9条 協定書に記載のない事項については、甲と乙の協議で定めるものとする。

本協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 5年 9月 22日

甲 千葉県香取市佐原イ4149  
国土交通省関東地方整備局  
利根川下流河川事務所長

乙 千葉県銚子市潮見町3  
学校法人加計学園  
千葉科学大学 学長

小沢 康正  
東 祥三

## 家畜伝染病発生時における防疫連携協力に関する協定

千葉県（以下「甲」という。）と学校法人加計学園千葉科学大学（以下「乙」という。）は、銚子市で発生した家畜伝染病発生時における防疫連携協力のため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、県内の畜産農場において緊急的な対策が必要となる家畜伝染病が発生し、甲がその防疫措置を実施する際に、甲が陸上自衛隊に派遣要請し銚子市内に宿営する場合に乙が協力し、地域社会の安全と安心に寄与することを目的とする。

### （対象となる家畜伝染病）

第2条 本協定の対象となる家畜伝染病は、家畜伝染病予防法第2条第1項で定めるもののうち、「口蹄疫」、「高病原性鳥インフルエンザ」、「低病原性鳥インフルエンザ」及び甲が必要と認める家畜伝染病とする。

### （連携協力事項）

第3条 甲と乙は、前条に定める目的を実現するため、次に定める事項について連携協力する。

- (1) 甲は、防疫措置を行うにあたり陸上自衛隊に災害派遣を要請したことを通知すること。
- (2) 甲は、災害派遣を行う陸上自衛隊の部隊（名称、規模、期間等）が決定したことを通知するとともに、乙に施設利用の要請を行うこと。
- (3) 乙は、甲の要請を受け、部隊の宿泊施設及び駐車施設を貸出すこと。
- (4) 乙は、宿営する自衛隊の部隊に必要な便宜を図ること。
- (5) 甲は、乙の貸出施設の利用に係る経費を支払うこと。
- (6) その他、両者が必要と認める防疫措置に関すること。

### （経費）

第4条 この協定に基づき、乙が要した経費については甲が負担する。

### （協働の公表）

第5条 甲と乙は、防疫措置活動の実施、内容及びその効果について、各々の広報活動等として発表することができる。

### （有効期間）

第6条 この協定は締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれかからの文書をもって協定を終了する旨の通知をしない限り継続するものとする。

### （変更及び解除）

第7条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙間で協議のうえ、本協定を変更又は解除することができる。

### （雑則）

第8条 この協定に定めがない事項について定めをする必要が生じた時、またはこの協定に定める事項に疑義が生じた時は、甲乙が協議して定めるものとする。

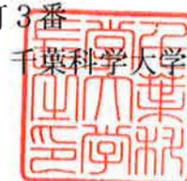
この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月27日

甲 千葉市中央区市場町1番1号  
千葉県  
千葉県知事 熊谷 俊人



乙 千葉県銚子市潮見町3番  
学校法人加計学園 千葉科学大学  
学長 東 祥三



## 地域課題の解決に係る連携協力に関する協定書

一般財団法人銚子円卓会議（以下「甲」という）と学校法人加計学園千葉科学大学（以下「乙」という）は、「一人ひとりが災害に備えようと呼びかけることに留まらず、地域を超えて助け合えるようになること」を目指す共助の循環備蓄 OSUSOWAKE の実施による地域から広げる防災活動をはじめとする地域課題の解決と人材の育成に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が運営する OSUSOWAKE をはじめとする地域課題の解決に関する活動にあたり甲乙双方が協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を実現するため、次の事項について連携協力する。

- OSUSOWAKE の「一人ひとりが災害に備えようと呼びかけることに留まらず、地域を超えて助け合えるようになること」を目標とする理念の周知に努める。
- OSUSOWAKE の効果的・円滑な実施や賛同パートナーの拡充に関して相互に意見や情報の交換を行う。
- 乙は地域課題の解決に関する教育・研究を行い、甲が協力する形で地域課題の解決を目指す。
- 乙の在学生から OSUSOWAKE の参加者を募る。
- その他、両者が必要と認める事項。

### （協働の公表）

第3条 甲及び乙は、OSUSOWAKE をはじめとする地域課題の解決に関する活動の実施、内容及びその効果について、甲及び乙の協働である旨を付することにより、各々の広報活動等として発表することができる。

### （秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定により相手方より開示を受けた相手方の経営上・技術上の情報について、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。

但し、次の各号に該当する情報については、この限りではない。

- 相手方から開示を受けた時点で既に公知であった情報
- 相手方からの開示後に自らの責任事由によらず公知となった情報
- 第三者からの秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- 相手方から開示を受けた情報に依拠することなく自ら開発した情報
- 法令または官公庁の命令により開示を強制される情報

2 本条の規定は、本協定終了後も効力を失わない。

### （期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日2ヶ月前までに甲と乙のいずれからも相手方に対して、本協定の終了について書面による申し入れがないときには、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （変更及び解除）

第6条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更または解除を申し出たときは、甲及び乙間で協議のうえ、書面により、本協定を変更または解除することができる。

### （反社会的勢力の排除）

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、本協定締結時において、自ら（法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲または乙の一方が前項の確約に反する事実が判明したとき、その相手方は、何らの催告もせずして、本協定を解除することができる。

3 前項の規定により、本協定を解除した場合には、解除した当事者はこれによる相手方の損害を賠償する責めを負わない。

4 第2項の規定により、本協定を解除した場合であっても、解除した当事者から相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

### （その他）

第8条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結の証として本協定書を2通作成し、署記名捺印のうえ、各々その1通を保有する。

令和6年12月12日

（一財）銚子円卓会議

学校法人加計学園千葉科学大学

代表理事

松岡 明夫

学長

東 祥

